

## 第 3 5 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和 5 年 5 月 1 2 日 午 前 9 時 2 5 分、水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 を 水 戸 市 本 庁 舎 5 階 農 業 委 員 室 に 招 集 し た。

### 出 席 委 員 ( 2 3 名 )

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	4 番 立 原 清 子
5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広
8 番 一 木 克 昭	9 番 雨 谷 克 己	1 0 番 安 藏 久 男
1 1 番 皆 川 重 文	1 2 番 浅 井 紘 一	1 3 番 市 村 正 司
1 4 番 吉 澤 勇	1 5 番 笹 沼 恭 一	1 6 番 関 成 一
1 7 番 皆 川 晃	1 8 番 伊 藤 明 美	1 9 番 軍 地 美 代
2 0 番 高 安 幸 一	2 1 番 加 倉 井 幸 夫	2 2 番 大 圖 金 雄
2 3 番 小 島 雄 一	2 4 番 外 岡 健 寿	

### 欠 席 委 員 ( 0 名 )

### 事 務 局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	久 米 茂
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴

### 内 容

#### 1. 議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

#### 2. 報 告

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出に対する受理について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 農地改良協議に対する同意について

## 会 議 の 概 要

事務局 皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日の出席予定の方が全員おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思いますが、始まる前に、今年度の定期異動で事務職職員の異動がございましたので、皆様にご紹介したいと思います。先月もご紹介したのですが、先月は参集外の方もおりまして、今回は全員が出席ですので、改めて紹介をさせていただきます。

お手元に一覧表をお配りしておりますので、そちらに従って説明をさせていただきます。

まず、退職者でございますが、前局長の横山英雄が4月1日から農業公社の事務局長として赴任してございます。

転出者として、まず農政係の小橋央樹が市民協働部の文化交流課へ転出、調査広報係の大森里穂が都市計画部の公園緑地課に転出しております。農地係の関拓也が保健医療部国保年金課に転出となっております。

以上、3名が転出となっております。

代わりに新たに転入してきた方ですが、まず農政課から事務局次長として久米茂が来ております。

事務局 久米でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、国保年金課から調査広報係に瀬谷夏美が赴任しております。

事務局 瀬谷と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 次に、農政係に資産税課から小野寺美紀でございます。

事務局 小野寺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 そして、農地係に収税課から野村俊貴でございます。

事務局 野村と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 最後に、内部異動でございますが、事務局長としまして、新たに私、吉川が務めさせていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。

今後とも事務局職員一丸となりまして、皆様とともに地域農業発展のために尽くし

てまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは会長、開会をよろしく願いいたします。

会 長 改めましておはようございます。

農業委員全員参集での総会ができるのは本当に久しぶりでございます。令和5年5月8日をもって新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類ということになりまして、職員の異動に関して農業委員全員に紹介ができました。親和会の総会も来月末に農業委員及び農地利用最適化推進委員全員で、50名前後でできるのではないかと思いますので、喜ばしいと思っております。

令和5年4月23日に統一地方選挙の後半戦が終わりまして、水戸市でも高橋靖市長が続投できまして、任期は4期目になるということです。また、水戸市議会議員も約3分の1が入れ替わりました。今後の水戸市議会も行政と私ども農業委員会は提携していかなければならないということもありまして、農業委員会の活動も周知をしていかなければならないと思っております。

本日出席の皆様の中でまだ田植えが終わってない方も何人かいるようでありますので、今日はスピーディーに審議を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そしてまた、本日は毎回指摘はしませんけれども、発言はマスクを外してお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第35回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は23名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

1番の江橋健男委員さん、そして2番の高橋基委員さん、よろしく願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第35回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が15件、農地法第4条の審議案件が1件、農地法第5条の審議案件が26件、相続税の納税猶予に係る適格者証明願が1件でございます。報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が3件、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が12件、農地法第18条第6項の通知が2件、制限除外の農地の移動届出が2件、農地改良協議が2件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして66件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を16番の関成一委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。まず第1項と第2項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させます。

事務局 第1項と第2項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第1項、第2項ともに契約内容は交換でございます。それぞれの受人は、自作地に隣接または近接し耕作に便利なため、申請地を交換し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番の皆川です。

この案件について、第1項、第2項について調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項と第7項は関連がありますので、併せて上程いたします。  
事務局からまとめて説明させます。

事務局 第6項と第7項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第6項、第7項ともに契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

また、議案書の7ページ、議案第3号 農地法第5条の規定による許可の第12項の渡人として申請がなされている方になります。

以上でございます。

議 長 事務局からただいま説明がありましたが、ただいまから資料を配付します。それは申請人の過去の3条申請に関してまとめた一覧になります。順次目を通してください。資料は後で回収します。

（資料の閲覧）

議 長 それでは、関係委員のご意見をお願いいたします。

ただ今、皆様に資料が配付されたと思うのですが、詳細をまとめたものでありますので、これを見ながら、私は発言できませんので、まず関係委員である関委員、ご意見をよろしく申し上げます。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討した結果、資料のとおりだと思うのですが、申請者がまず3条の申請と5条の申請の譲渡人として申請されていること、過去3条許可の農地の転用が複数あることが確認できています。今後も将来の転用を見越した3条申請が繰り返される懸念があることから、申請者の真意をよく確認した上で判断すべきと考えます。したがって、今回は保留すべきと思われるので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 それでは、事務局から補足があれば説明をお願いいたします。

事務局 一覧表をお目通しいただいたかと思えます。直近のもので言いますと、3条の申請数の3番の項目です。筆数の番号で言いますと5番の項目です。こちらについてですが、許可日は令和2年7月17日とあります。5条の申請に当たる契約内容につきましては、おおむね1年後に譲り渡しがされているということも確認できております。補足説明させていただきました。

以上です。

議 長 ただいま関係委員と事務局から説明がありましたが、ここで提案であります。本申請に対しては調査会を設置して、複数の委員によって申請者からの意見聴取などを行うなど、より慎重に調査を行った上で、来月の6月の総会で再審議をしていきたいと思っております。何か皆様、ご意見ございますか。

浅井委員 今月の審議によつては保留とするのですか。

議 長 保留でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 他に意見なければ、今月の審議は保留とし、調査会を設置して調査することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、今月の審議は保留とし、調査会を設置することに決定いたします。



なお、調査会委員の人選については、案を事務局から発表させようと思うのですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、事務局から案を発表させます。

事務局 調査会のメンバーについて案を説明させていただきます。

皆川会長代理、中部地区対策班長、今関委員、中部地区対策副班長、高安委員、隣接地区担当の皆川重文委員と同じく関委員の5名としたいと思っております。

以上です。

議 長 ただいま事務局から5名の委員を発表させていただきましたが、この5名の委員を調査会の委員とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、調査会の委員を決定いたします。

なお、調査会の委員は、総会終了後に、調査に関する打合せをさせていただきますので、残ってください。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自家消費するために申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請で、権利取得後には農地改良協議を行い、畑として利用する予定です。また、この案件は地区担当委員などと早期に情報共有をするなど連携させていただいた案件になります。

なお、議案書に自給的農家と記載がありますように、今後新たに小面積の農地を取得するような方や自給目的である方については、このような表現で記載させていただきます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

本件は安藏委員にも調査協力をいただいております。渡里台地土地改良区でも了解しているということで、申請者に直接私も確認しています。申請者も周囲の耕作者に迷惑をかけないように配慮するということですので、調査検討の結果、法令に照らし

許可相当と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、  
ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

市村委員 13番, 市村です。

この案件につきまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番, 深谷です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

まず第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおり, 是正するため始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番, 軍地です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしく  
お願い申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおり, 是正するため始末書を添えて  
の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番, 皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので,  
ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 令和  
4年4月5日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり, 農

地転用事業としては、計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため、承継を伴う事業計画変更願が提出され、改めて審議とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、令和3年9月27日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり、農地転用事業としては計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため、承継を伴う事業計画変更願が提出され、改めて審議とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたし



ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるとのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるとのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思

料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしくお願  
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 高速  
道路や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と  
思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしくお願  
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共  
投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思  
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地  
や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料  
されます。なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を  
得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。



事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23番、小島です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認についてを議題といたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、議案の説明の前に相続税の納税猶予について説明をさせていただきます。

相続税の納税猶予の制度は、農業を営んでいた地域相続人から農地を相続した者が農業を継続するため、または相続した農地を農業経営基盤強化促進法、いわゆる利用権の設定により貸し付ける場合、相続人が農地として利用し続けるために相続人に課

税される相続税の納税が猶予される制度です。相続税の納税猶予の免除につきましては、市街化区域と市街化調整区域では条件が異なります。

まず、市街化区域の場合、相続した農地を今後20年間農地として相続人自らが耕作することにより、相続税が免除されます。

一方、市街化調整区域につきましては、農地として利用する期間は終身継続となり、そのことにより納税が免除されることとなります。また、適用を受けるには相続発生時から10か月以内に申告せねばならないとされております。

それでは、第1項について説明いたします。

相続人は被相続人から農地を相続し、現在農地として利用されており、納税猶予を受けるため、今回相続人が適格者であることの証明願が提出されたものでございます。なお、願出の土地は市街化区域の農地が5,457平方メートルでございます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番の関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし適格者であると思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に5名の委員に関係する案件があります。まず初めに、皆川晃委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(皆川 晃委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課の木村と申します。本年度から利用権の担当となりましたので、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

お手元の資料別紙1をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

皆川晃委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、農用地集積計画一覧の1ページ、5番、6番の2筆でございます。こちらは全て田で新規設定1,697平方メートル、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、皆川晃委員に着席を求めます。

(皆川 晃委員着席)

続いて、雨谷委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(雨谷克己委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事務局 雨谷委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の2ページ、13番、3ページ、18番、13ページ、104番、14ページ105番の4筆でございます。こちらは全て田で新規設定1,241平方メートル、再設定8,203平方メートル、設定期間は10年間、設定者3名、取得者1名でございます。

なお、こちらの筆については、農地中間管理事業を活用した貸し借りであるため、耕作者は茨城県農林振興公社となっております。

また、転貸先情報につきましては17ページに記載がございますので、各自でご確認ください。利用権設定日は令和5年6月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

続いて、加倉井委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(加倉井幸夫委員退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をさせます。

事務局 加倉井委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の4ページ、25番の1筆でございます。こちらは田で再設定1,190平方メートル、設定期間は4年間、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、加倉井委員に着席を求めます。

(加倉井幸夫委員着席)

続いて、深谷委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(深谷 泉委員退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をさせます。

事務局 深谷委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の10ページ、79番の1筆でございます。こちらは畑で再設定4,659平方メートル、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、深谷委員に着席を求めます。

(深谷 泉委員着席)

続いて、外岡委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(外岡健寿委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事務局 外岡委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の12ページ、96番の1筆でございます。こちらは田で再設定718平方メートル、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしてい



ると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、外岡委員に着席を求めます。

(外岡健寿委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

それでは、令和5年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が9万7,410平方メートル、うち再設定が5万8,646平方メートル、畑が5万4,502平方メートル、うち再設定が2万7,617平方メートル、設定者70名、取得者31名、うち再設定の設定者33名、取得者19名でございます。

利用権設定日は、令和5年5月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程します。  
事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和5年農用地利用配分計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が再設定のみで1万2,057平方メートル、設定者の設定者は2名、取得者3名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和5年7月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画につきましては、次のページに記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席させていただきます。

(事業担当課退席)

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、実は関委員から農地法第3条の下限面積要件が廃止されて、かなり苦勞して調査をしたというような意見がありました。これから多分投資などを目的として農地を取得しようとする人がかなり出てくるのではないかと懸念されるわけですが、事務局だけではなかなかその辺の調査が及ばないということもありまして、今後は担当地区の両隣の農業委員との連携協力のもと慎重に調査をして、総会に臨まなければならないと思っております。下限面積未満の申請は今回は2件ありました。次回は下限面積未満の申請が何件あるか分かりませんが、今後下限面積未満の申請があった場合、自分だけの判断でなく、両隣の農業委員と連携しながら調査を進めていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、第35回総会を閉会といたします。

ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時18分